

別表2

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
警戒区域等医療施設再開支援事業	I 警戒区域等(※1)の病院(※2)、診療所(※3)及び薬局(※4)	<p>警戒区域等で再開等する又はした場合</p> <p>1 再開のための増築改築改修整備に必要な工事請負費、その他再開のために必要な費用のうち医療行為のために直接必要となる旅費、需用費（修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費等）、委託料及び備品購入費等</p> <p>2 運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等</p>	<p>1 実支出額 2 アとイの合計額から診療収入額を控除した額 ただし、総事業費から診療収入及びその他の収入額を控除した額を上限とする。 ア. 人件費及び報償費について 別に定める額 イ. ア以外について 実支出額</p>	<p>1 4/5以内 2 10/10以内</p>
	II 市町村及び医療関係団体(※5)又は地域に必要な医療等を確保するために開設する医療機関等(※6) (警戒区域等に限る)	<p>1 警戒区域等で医療機関等を開設する若しくはした場合又は管理運営する若しくはした場合</p> <p>(1) 開設のための施設整備に必要な工事請負費、その他開設のために必要な費用のうち医療行為のために直接必要となる経費</p> <p>(2) 運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等</p> <p>2 仮設診療所を開設する場合</p> <p>(1) 開設のための施設整備に必要な工事請負費、その他開設のために必要な費用のうち医療行為のために直接必要となる旅費、需用費（修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費等）、委託料及び備品購入費等</p> <p>(2) 運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等</p>	<p>1. (1)及び 2. (1)について 実支出額 1. (2)及び2. (2)について アとイの合計額から診療収入額を控除した額 ただし、総事業費から診療収入及びその他の収入額を控除した額を上限とする。 ア. 人件費及び報償費について 別に定める額 イ. ア以外について 実支出額</p>	<p>1. (1)4/5以内 (2)10/10以内 2. (1)4/5以内 (2)10/10以内</p>

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
	III 地域に必要な医療等を確保するため機能強化を行う警戒区域等の医療機関等	医療機関等の機能強化をするために要する下記の経費 施設の増改築改修整備に必要な工事請負費並びに医療用設備整備に必要な備品購入費、需用費、委託料	実支出額	4/5以内
	IV 高齢者等への医療を提供するために送迎等を行う医療機関等	バスの送迎等、高齢者等への医療を提供するために要する下記の経費 送迎に必要な人件費、報償費、旅費、備品購入費、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等	車両2,829千円 その他経費3,033千円	1/2以内
	V 地域医療に貢献する取組を行う医療機関等	(1) 在宅医療等を提供するための取組を行うために要する下記の経費 在宅医療等に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等 (2) 健康増進等に関する取組を行うために要する下記の経費 健康増進等に関する取組に必要な人件費、報償費、旅費、備品購入費、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等	(1)3,000千円 (250千円/月) (2)500千円	10/10以内

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
浜通り医療提供体制強化事業	浜通り地方の病院及び医科診療所（介護保険法第8条第29項に基づく介護医療院を除く）（※8）	1 東日本大震災（※7）により、離職した又は休職した医師及び離職した看護師等の医療従事者を継続して雇用する場合の人事費並びに平成23年3月11日以後に県外の医療機関から県内の医療機関に転入等した医療従事者的人件費 2 県外から医療支援を受ける場合に、当該病院等が当該医療従事者へ支払う報償費、旅費等	1について 別に定める額 2について 別に定める額	1について 2/3以内 2について 1/2以内
医療人材確保緊急支援事業	南相馬市及び双葉郡にある病院（休止中を除く）	医療従事者の確保に係る活動や就業環境改善等に要する人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料等	10,000,000円	10/10以内
認定看護師等養成事業	病院及び医療関係団体	1 認定看護師、専門看護師及び認定看護管理者（ファーストレベル及びセカンドレベル教育課程を除く）並びに精神科認定看護師の養成に必要な経費（日本看護協会又は日本精神看護協会が認める専門課程の受講に必要な入学検査料、入学金、授業料、実習料、審査料、認定料等及び研修のために必要な旅費及び宿泊料等） 2 N S T 専門療法士等の養成に必要な経費（日本臨床栄養代謝学会認定資格N S T 専門療法士研修プログラム等の受講に必要な研修費等及び研修のために必要な旅費及び宿泊料）	1について 1,298,000円／人 2について 267,000円／人	10/10以内
	病院、助産所、診療所、医療関係団体	3 アドバンス助産師の養成に必要な経費（日本助産評価機構の認証する、「助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー／CLoCMiP）レベルⅢの新規認証及び更新認証に必要な研修の受講料） 4 新生児蘇生法研修インストラクター資格の取得に必要な経費（日本周産期・新生児医学会主催のインストラクター養成講習会の受講に必要な受講料、テキスト購入費、旅費）	3について 10,000円／人 4について 50,000円／人	

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
救急医療従事者資質向上支援事業	浜通り地方に所在する医療機関等（病院、診療所、医療関係団体、消防本部、警察署）	救急医療等関係団体が主催する次の研修コースの受講料等 (1) BLS (2) ACLS (3) JPTEC (4) JATEC (5) ITLSアドバンスドコース (6) ITLS小児コース (7) ITLSアクセスコース (8) PALS (9) CVC実践セミナー・指導者養成コース (10) セデーショントレーニングコース (11) DAM (12) FCCS (13) MCLS (14) ISLS/PSLSコース (15) NDLS、BDLS及びADLS (16) MIMMS (17) ICLS (18) JTAS (19) SSTTコース (20) ABCDソノグラフィ	(1)について 18,600円／人 (2)について 39,100円／人 (3)について 15,500円／人 (4)について 72,000円／人 (5)について 30,900円／人 (6)について 30,900円／人 (7)について 30,900円／人 (8)について 46,300円／人 (9)について 25,800円／人 (10)について 20,600円／人 (11)について 20,600円／人 (12)について 102,900円／人 (13)について 30,900円／人 (14)について 20,600円／人 (15)について 102,900円／人 (16)について 102,900円／人 (17)について 10,300円／人 (18)について 30,900円／人 (19)について 60,000円／人 (20)について 40,000円／人	10/10以内

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
双葉地域二次医療提供体制確保事業	病院局、公立大学法人福島県立医科大学	1 双葉地域の二次救急医療体制を確保するため整備する多目的ヘリ運航業務委託料等 2 ふたば医療センター附属病院の運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等	1 及び 2 について 実支出額	10/10以内
双葉地域公設医療機関等整備支援事業	双葉地方広域市町村圏組合及び県立病院事業管理者	1 双葉郡町村等が連携して避難先住民等の医療を確保するために必要な次の経費 (1) 診療所の施設・設備整備に必要な工事請負費、その他必要な費用のうち医療行為のために直接必要となる備品購入費等 (2) 診療所の運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等	(1) 実支出額 (2) 実支出額と別に定める額とを比較して、少ない方の額	10/10以内
		2 病院局が帰還住民等の医療を確保するために必要な次の経費 ふたば医療センター附属ふたば復興診療所（リカーレ）の運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等	実支出額	10/10以内

※1 原子力災害対策特別措置法による指示又は公示のあった平成24年3月31日現在の警戒区域及び計画的避難区域をいう。ただし、双葉郡町村は全域とする。

※2 医療法第1条の5第1項に定める病院をいう。

※3 医療法第1条の5第2項に定める診療所をいう。

※4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に定める薬局をいう。

※5 医師会、歯科医師会及び薬剤師会並びに診療所等の指定管理者の指定を受ける者及び運営の委託を受ける者並びにその他知事が認める者をいう。

※6 病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションをいう。

※7 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

※8 浜通りの町村が避難者のために設置する仮設診療所を含む。